



子育てエコホーム支援事業

交付申請等の要件について

(完了報告の手引き)



補助
対象事業 **B** 新築分譲住宅の購入

2024年9月5日版

子育てエコホーム支援事業事務局

ホームページ
 <https://jutaku-shoene2024.mlit.go.jp/>

住宅省エネ2024キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口

お問い合わせ窓口 (IP電話等からのお問い合わせ先)
  **0570-055-224** 03-6625-2874
受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝含む)

※電話番号はお間違えのないようお願いいたします。
※通話料がかかります。
※基本的なパソコン、メール設定や操作方法についてのお問い合わせには、対応しません。

第1章	完了報告方法	3
1-1	手続きフロー	4
1-2	入居	5
1-3	補助金の交付	5
1-4	完了報告	7
1-5	交付申請の取り下げ	7
1-6	書類の保管	10
第2章	添付書類の詳細	11
第3章	更新履歴	15



子育てエコホーム
支援事業

第1章

補助
対象事業 **B** 新築分譲住宅の購入

完了報告方法

1-1 手続きフロー

交付決定以降から完了報告終了までの手続きは以下のとおりです。

本手引きでは完了報告の手続きについて解説を行います。

交付決定までの手続きについては、各申請タイプ毎に「交付申請の要件について(交付申請の手引き)」をご確認ください。

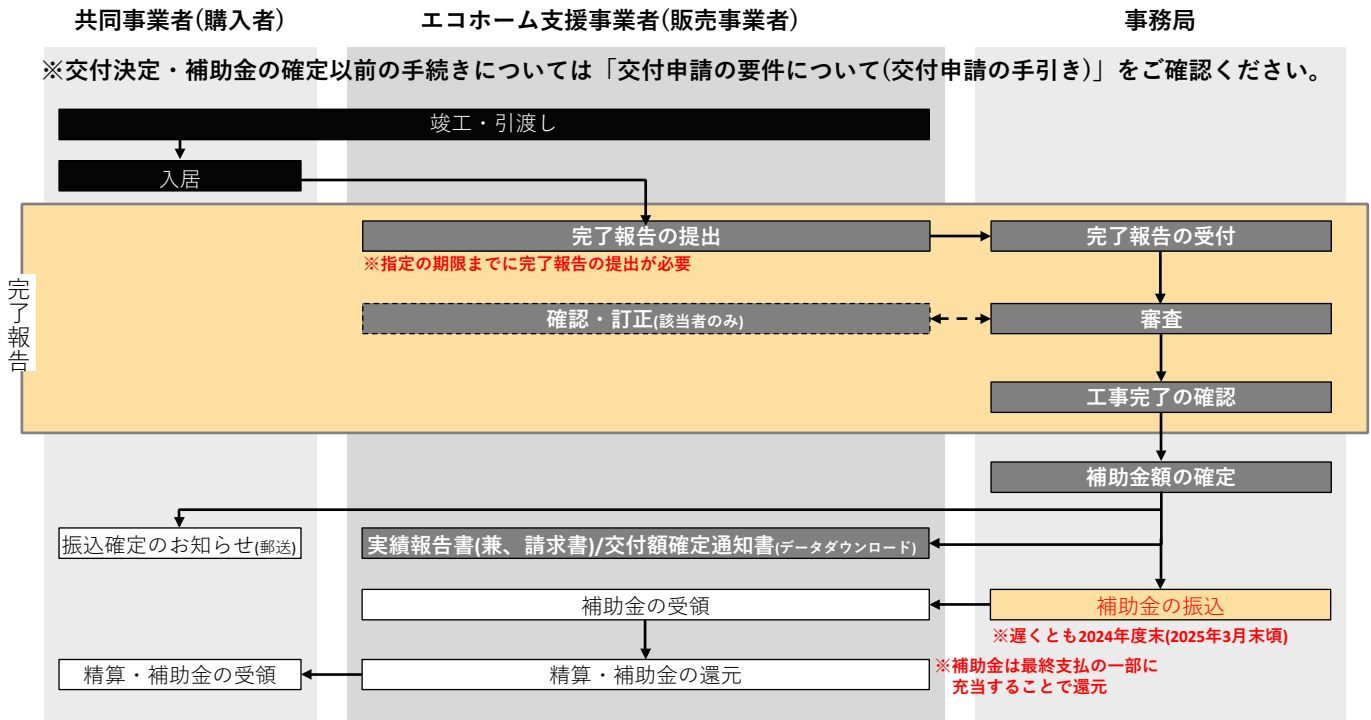
[例：交付申請締切前（～2024年12月31日）に完了報告が提出される場合]

摘要：

対象住宅

本事業の専用
ポータル内

ポータル外



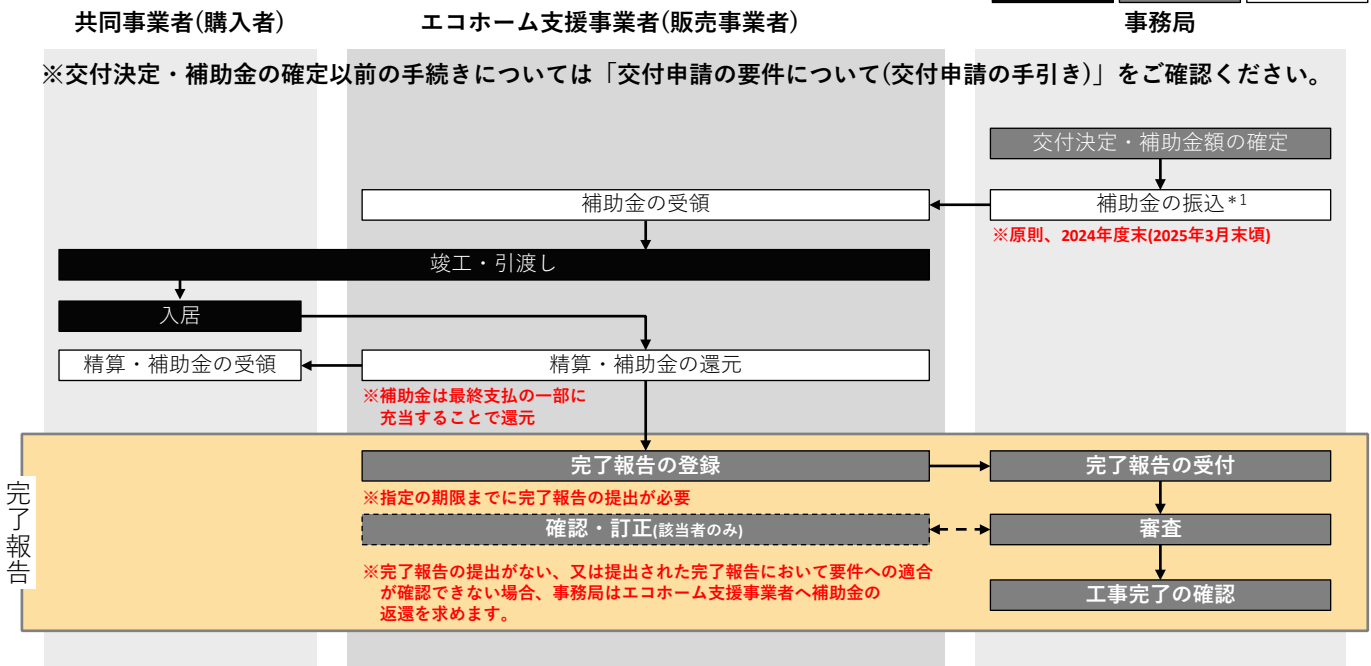
[例：交付申請締切後（2025年1月1日～）に完了報告が提出される場合]

摘要：

対象住宅

本事業の専用
ポータル内

ポータル外



*1 ただし完了報告の提出日によっては、補助金の振込が竣工・引渡しや完了報告と前後する可能性があります。

1-2 入居

本事業は購入者が自ら居住する住宅を補助対象としており、購入者が居住していることを確認するため、対象住宅の住所が居住地として記載された住民票の写しの提出が必要です。

【補 足】

- **共同申請する世帯全員の住民票の写しの提出について**
以下のいずれかに該当する場合、完了報告にて共同申請する全員分(共同事業実施規約における乙及び丙①②)の住所が確認できる住民票(世帯票等)の写しの提出を求めます。
 - ◆ 交付申請時、購入者と子又は配偶者の同居が確認できない場合
 - ◆ 購入者が若者夫婦のいずれにも該当しない場合(購入者が若者夫婦の親等の場合)

※完了報告時に提出する住民票(世帯票等)の写しで同居が確認できない場合、交付決定の取り消し及び補助金の返還を求めることがあります。
- **単身赴任等について**
単身赴任等やむを得ない事由により要件を満たす購入者又は家族や親族が対象住宅に入居(同居)できないと事務局が判断する場合、当該要件の緩和を受けることができます。当該事由が該当する場合は、予め事務局へご連絡ください。

1-3 補助金の交付

事務局は、交付決定を行った補助事業について、以下の時期のいずれか早い時期に、エコホーム支援事業者である販売事業者の指定口座に振込を行います。

いずれか早い方	2024年度末 (2025年3月末ごろ振込)	交付された補助金は原則、建築代金の最終支払の一部に充当することで購入者に還元することとなり、それまでの間、販売事業者が留保する必要があります。
	完了報告の審査完了 (当月20日締、翌月末支払い予定)	

振込にあたっては、事前に担当者アカウントの利用者にメールで通知します。

※統括アカウントの利用者または口座に設定された経理担当者へ、口座単位の振込明細を郵送します。
※購入者に対しても交付確定額と振込日を通知する書類を郵送します。

《振込(予定)のお知らせ(振込明細)のイメージ》

※統括アカウント利用者または経理担当者宛



(制作中のイメージです。変更になる場合があります。)



(制作中のイメージです。変更になる場合があります。)

《振込確定のお知らせのイメージ》
※共同事業者(購入者)宛



(制作中のイメージです。変更になる場合があります。)

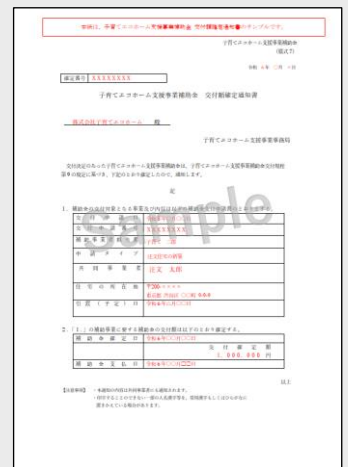
【補 足】

- 保管用の書類について
振込(予定)のお知らせ(振込明細)の作成と同時に
保管用の『実績報告書(兼、請求書)(様式6)』及び
『交付額確定通知書(様式7)』が作成され、
これらの書類は本事業の専用ポータルから
ダウンロードできるようになります。

《実績報告書(兼、請求書)のイメージ》



《交付額確定通知書のイメージ》



1-4 完了報告

新築住宅の引渡し・入居後、速やかに完了報告を行ってください。

① 完了報告の期間

- ◆戸建住宅 交付決定～2025年7月31日
- ◆共同住宅等で階数^{*1}が10以下 交付決定～2026年4月30日
- ◆共同住宅等で階数^{*1}が11以上 交付決定～2027年2月28日

② 完了報告の必要書類

完了報告時には、以下のすべての書類を提出します。

書類名	参照ページ
建築基準法に基づく検査済証	P12
住民票の写し(交付申請時に要件を満たす世帯の同居確認ができていない場合は世帯票)	P13
(共同住宅のみ)不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本	P14

※ 申請内容に応じて、事務局から追加書類を求めることがあります。

③ 完了報告方法

本事業の専用ポータル上にて手続きを行ってください。
※購入者の方が、自身で申請手続きを行うことはできません。

④ 注意事項

完了報告の登録がない、登録された完了報告で要件が確認できない、交付申請時に付された条件が満たされていない場合、事務局は交付決定の取り消しを行います。
既に補助金が交付されている場合、事務局はエコホーム支援事業者である販売事業者に補助金の返還を求めます。

1-5 交付申請の取り下げ

交付決定後、何らかの事情により必要となる場合には交付申請の取り下げを申告できます。

取り下げを希望する場合は事務局の指示に従い、『取り下げ申請書(様式8)』を提出してください。

また、補助金の交付(振込み)までに、補助要件を満たさない変更(契約の解除等)が生じた場合、速やかに交付申請の取り下げを行ってください。

《取り下げ申請書のイメージ》

子育てエコホーム支援事業補助金
(様式8)

子育てエコホーム支援事業事務局 様

子育てエコホーム支援事業補助金 取り下げ申請書

子育てエコホーム支援事業補助金交付規程第8条の規定に基づき、交付決定を受けた補助事業の取り下げを行います。

令和 年 月 日記入

【申請事業者】※すべて必須(個人事業主の場合は、法人代表者の情報を入力)		印 <small>(印鑑明細書の添付)</small>
申請事業者名 (個人事業主氏名)		
代表者 氏名		
住所		
担当者 氏名		
電話番号	メールアドレス	
*法人の場合は、担当者の連絡先を記入してください。		
【申請事業者】※すべて必須		
氏名 (住宅取得者等)		印
住所		
電話番号	メールアドレス	
*法人の場合は、担当者の連絡先を記入してください。		
【取り下げする補助事業】※すべて必須		
交付決定番号		
交付決定日		
取り下げ理由		
【注意事項】 下の事務局に相談し、その指示により提出すること。		

【補 足】

- 交付申請の取り下げを行う場合は、予め事務局に相談してください。事務局からの指示無く、取り下げ申請書を提出された場合は受理されません。

*1 階数とは建築物の地下を含めた階数のことです。(例：地下1階、地上9階の建物の階数は10)

□ 補助金の併用について

住宅の本体工事の全部又は一部を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。
 なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です

住宅省エネ2024キャンペーン 国費を財源とする他の補助金等（国庫補助金等）との併用可否												
区分	通番	財源	重複先の補助事業名・略称	子育てエコホーム			窓リノベ2024		給湯省エネ2024		賃貸集合給湯省エネ	備考
				新築	リフォーム	リフォーム	新築	リフォーム	リフォーム			
本 キ ャ ン ペ ー ン	1	国交省	子育てエコホーム支援事業	新築	×	×	×	×	×	—		
				リフォーム	×	○※1	△	○※2	○	※1 同じ開口部への補助は想定していません ※2 エネファームとバックアップ熱源それぞれへの補助金申請は不可		
	2	環境省	先進的窓リノベ2024事業	リフォーム	×	○※	○※	△	○	○	※同じ開口部への補助は想定していません	
				新築	×	△	△	×	×	—		
3	緑産省	給湯省エネ2024事業	リフォーム	×	○※	○	×	○	×	※ エネファームとバックアップ熱源それぞれへの補助金申請は不可		
4	緑産省	賃貸集合給湯省エネ2024事業	リフォーム	—	○	○	—	×	—			
2 0 2 3 キ ャ ン ペ ー ン	5	国交省	子どもエコすまい支援事業	新築	×	△	△	×	△	—		
				リフォーム	—	▲	▲	—	▲	▲		
	6	緑産省 環境省	先進的窓リノベ事業	リフォーム	—	○※	○※	—	○	○	※ 同じ開口部への補助は想定していません	
7	緑産省	給湯省エネ事業	新築	—	△	△	×	△	△			
			リフォーム	—	○	○	—	○	○			
国 が 執 行 す る 補 助 金 等	8		子どもみらい住宅支援事業	新築	×	△	△	×	△	—		
	リフォーム			—	▲	▲	—	▲	▲			
	9		地域型住宅グリーン化事業	新築	×	△	△	×	△	△		
	10		【フラット35】地域連携型（金利補助）	新築	他	他	他	他	他	—	「地方公共団体による財政的支援」に重複補助をきむ場合、併用不可	
	11	国交省	サステナブル建築物等先導事業	新築	×	△	△	○	△	△		
				リフォーム	△	○	○	△	○	○		
	12		市街地再開発事業への補助	新築	△	△	△	△	△	△		
	13		LCCM 住宅整備推進事業	新築	×	△	△	○	△	—	補助対象設備を計上していく算出方法の場合、併用可 (補助対象が重複しない範囲は同じ)	
	14		長期優良住宅化リフォーム推進事業	リフォーム	△	△	△	△	△	△		
	15		住宅エコリフォーム推進事業（補助金）	リフォーム	×	△	△	△	△	△		
	16		CEV補助金（V2H充放電設備）	V2H 充放電設備	○	○	○	○	○	○		
	17	緑産省	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業	新築	×	▲	▲	○※	▲	—	※ エネファームを加算していなければ併用可 (エコキュート、ハイブリッド給湯機は併用不可)	
	18		次世代省エネ建材支援事業	リフォーム	—	▲	▲	—	▲	▲		
	19		超高層ZEH-M実証事業	新築	×	▲	▲	×	▲	▲※	※ 賃貸集合住宅に限る	
	20	環境省	戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH） 化等支援事業 （既存戸建住宅の断熱リフォーム支援事業含む）	新築	×	▲	▲	○※	▲	—	※ エネファームを選択している場合併用可	
リフォーム				—	▲	▲	—	▲※	—	※ エネファーム、ハイブリッド給湯機を加算していなければ併用可		
21		集合住宅の省CO2化促進事業 （既存集合住宅の断熱リフォーム支援事業含む）	新築	×	▲	▲	○※	▲	▲	※ 任意に限り、エネファームを選択している場合併用可		
			リフォーム	—	▲	▲	—	▲	▲			
22	林野庁	外構部の木質化対策支援事業	新築	○	▲	▲	○	▲	▲			
			リフォーム	—	▲	▲	—	▲	▲			
23		JAS 構造材実証支援事業	新築	×	▲	▲	○	▲	▲			
			リフォーム	—	▲	▲	—	▲	▲			
24	国税庁	住宅ローン減税等の税制優遇	新築	○	○	○	○	○	—			
			リフォーム	○	○	○	○	○	○			
25	復興庁	住まいの復興給付金	新築	○	○	○	○	○	—			
			リフォーム	○	○	○	○	○	—			
26	内閣府	被災者生活再建支援制度	新築	○	○	○	○	○	—			
			リフォーム	○	○	○	○	○	—			

※自治体等が申請窓口となる補助事業との併用可否については、本キャンペーンでは回答しかねます。窓口となる自治体等にご確認ください。
 ※補助金の交付を受けた財産（設備等）を処分した場合の取り扱いが含まれません。各補助金事業の事務事業者等にお問い合わせください。

◀前提>①補助対象が重複しない
 ②同一住戸における交付申請について

○ = 併用可能（同じ契約）
 ▲ = 併用可能（事業ごとに別契約）
 △ = 併用可能（事業ごとに別契約・別工期）
 × = 併用不可（重複申請不可）
 他 = 備考参照
 — = 重複しない

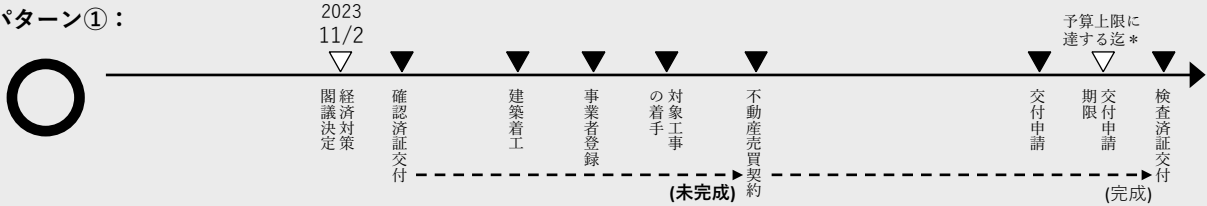
【補 足】

□ 補助対象期間と新築期間の関係について

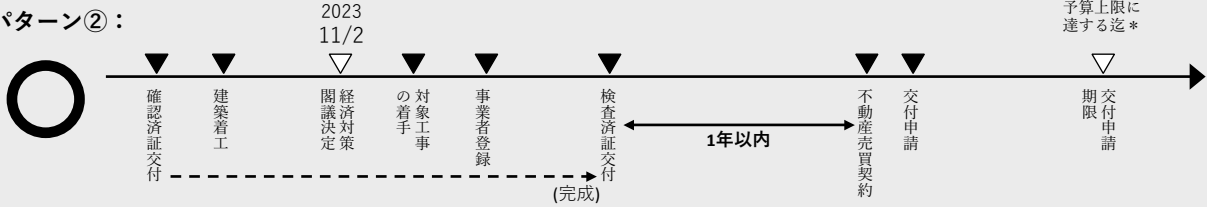
本事業の「新築分譲住宅の購入」における新築住宅は不動産売買契約締結時点で未完成または完成から1年以内の住宅であり、上記補助対象期間も含めた期間要件例は下記のとおりです。

≪ 補助対象期間と新築期間の例 ≫

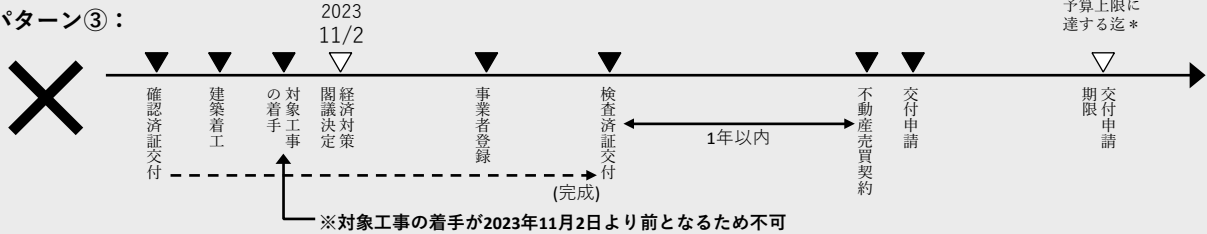
パターン①：



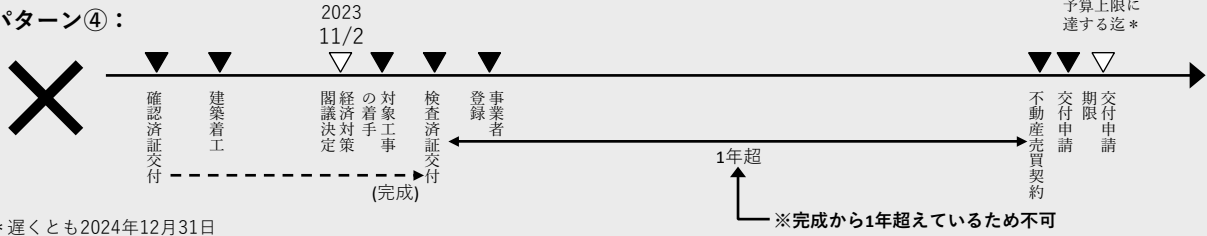
パターン②：



パターン③：



パターン④：



*遅くとも2024年12月31日

1-6 書類の保管

エコホーム支援事業者である販売事業者は、本事業の関連書類について、本補助金の交付を受けた年度終了後5年間、保管が必要です。(本事業は、会計検査院による検査の対象となる場合があります。書類の保管はデータでも構いませんが、検査の際に出力を求められることがあります。)

順番	書類名	
1	様式 2	交付申請書
2	様式 5	交付決定通知書*1
3	様式 6	実績報告書(兼、領収書)
4	様式 7	交付額確定通知書*1
5	交付申請の提出書類	共同事業実施規約
6		不動産売買契約書
7		建築基準法に基づく確認済書
8		建築確認申請書
9		工事出来高確認書
10		共同事業者の同居が確認できる住民票
11		住宅の性能を証明する住宅証明書等
12		その他、交付申請時に提出を求められた書類
13	完了報告の提出書類	建築基準法に基づく検査済証
14		共同事業者の新築住宅への入居が確認できる住民票
15		その他、完了報告時に提出を求められた書類

※手続きの進捗に応じて
本事業の専用ポータルから
ダウンロードできます。

*1 本補助金の交付を受けた共同事業者が確定申告の際に、提出を求められることがあります。必要に応じて共同事業者に配布してください。(確定申告の詳細は税務署にご確認ください。事務局は書類の再発行には応じられません。)



子育てエコホーム
支援事業

第2章

補助
対象事業 **B** 新築分譲住宅の購入

添付書類の詳細

提出書類一覧

	書類名	スキャン	参照 ページ
①	建築基準法に基づく検査済証	白黒可	P12
②	住民票の写し(交付申請時に要件を満たす世帯の同居確認ができていない場合は世帯票)	白黒可	P13
③	《共同住宅のみ》不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本	白黒可	P14

※申請内容に応じて、事務局から追加書類を求めることがあります。

【補 足】

□ アップロードするファイルについての注意事項

- ◆1ファイルあたり5MB以下としてください。(必要に応じて分割してください。)
- ◆ファイル形式はJPEG、GIF、PNG、PDFのいずれかです。
- ◆天地が正しく保存されたファイルを添付してください。(横向き書類は受理されないことがあります。)
- ◆文字が鮮明に読めるファイルを添付してください。(不鮮明な書類は受理されないことがあります。)
- ◆添付タイプごとに保存してください。(「検査済証」と「住民票の写し」を1つのPDFで保存することは不可)

a 建築基準法に基づく検査済証

白黒可

入手 特定行政庁 又は 指定確認検査機関

第二十一号様式（第四条の四関係）
建築基準法第7条第5項の規定による
検査済証
第 00000000000 号
令和XX年XX月XX日

〇〇〇〇様
指定確認検査機関 株式会社〇〇建築確認検査機 **印**

下記に係る工事は、建築基準法第7条第4項の規定による検査の結果、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

1. 確認済証番号 X X X X X X X X X X
2. 確認済証交付年月日 令和XX年XX月XX日
3. 確認済証交付者 〇〇建築センター △△ △△
4. 建築場所、設置場所、築造場所
〇〇県〇〇市〇〇区1-2-3
5. 検査を受けた建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
(1) 主要用途 一戸建ての住宅
(2) 工事種別 新築
(3) 延べ面積 a. 申請部分 103.70 m²
b. 申請以外の部分 0.00 m²
c. 合計 103.70 m²
(4) 申請棟数 1棟
(5) 主たる建築物の構造 木造
(6) 主たる建築物の階数 地階を除く階数（地上階数） 3階
地階の階数 階
(7) 建築物の名称又は工事名 〇〇宅新築工事
6. 検査後も引き続き建築基準法第3条第2項（同法第8条の9第1項）において適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合は、その根拠となる規定及び不適合の規定
7. 検査年月日 令和XX年XX月XX日
8. 検査を行った確認検査員氏名 △△ △△

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 建築基準法第7条第5項もしくは第7条の2第5項の規定による検査済証であること
 - ② 確認済証番号及び交付年月日の記載があること
 - ③ 「建物の用途」が「一戸建ての住宅」「共同住宅」「長屋」のいずれかであること（「寄宿舎」「老人ホーム」「老人福祉施設」「倉庫」「旅館」等は不可）
 - ④ 「工事種別」が「新築」であること（増築、改築、大規模の修繕等によるものは原則不可）
 - ⑤ 「建物の所在地」が新築した住宅の所在地と一致すること
- ≪戸建住宅の場合≫
- ⑥ 住戸の延べ面積の申請部分が50㎡以上240㎡以下であること

【補 足】

検査済証における「増築」「改築」について
別棟の建築等、建築確認上「増築」と扱われる住宅であっても、建築された当該建物が住宅瑕疵担保履行法の資力担保措置等に準ずる新築住宅と確認できる場合、対象となる場合があります。
なお、建築確認申請書と住宅瑕疵担保履行法上の扱いが異なる場合は、事務局にご相談ください。
(別途、住宅瑕疵担保責任保険の保険証券等を求める場合があります。)

建築確認が 不要な地域の場合

不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本

入手 購入者(共同事業者)

東京都特別区南都町1丁目101 全部事項証明書 (建物)

表題部	所在	種類	面積	登記簿番号
所在地	特別区南都町一丁目101番地	1階	8.00	令和1年5月7日 第8003号
2階		7.00		令和1年5月7日

表題部 (別項建物の表示)	所在	種類	面積	登記簿番号
1 物置	本区から南2番地	3.00		令和1年5月7日

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)	登記簿番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1 所有権	特別区南都町一丁目101番地	所有権	令和1年5月7日 第8003号	

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)	登記簿番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1 抵当権設定	特別区南都町一丁目101番地	抵当権	令和1年5月7日 第8003号	第一 令和1年5月7日金融消費貸付日設定 利率 年2.60% (年3.65日割計算) 借付金 年14.5% (年3.65日割計算) 貸付者 特別区南都町一丁目5番5号 株式会社 南都北銀行 支店 南都北行 共同担保 日割年率2.340%

共同担保目録	担保の目的である権利の表示	登記簿番号	手 續
1	特別区南都町一丁目101番地上部	1	(注)
2	特別区南都町一丁目101番地 家屋番号 1	1	(注)

印刷番号 D12443 (2/3) 1/2

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 法務局が発行した建物の登記であること
- ② 「表題部 所在」が新築した住宅の所在地と一致すること
- ③ 「表題部 ①種類」が「居宅」又は「共同住宅」を含むこと
- ④ 「表題部 原因及びその日付」において「新築住宅」であることが確認できること
- ⑤ 所有権保存登記されていること

【補 足】

複数枚にわたる場合、全ページを提出してください。
 登記情報提供サービスから出力されたものは受付できません。

② 住民票の写し(交付申請時に要件を満たす世帯の同居確認ができていない場合は世帯票)

白黒可

入手 購入者(共同事業者)

住民票 (1/2)		世帯票 (2/2)	
<p>○県○市 住 民 票 (1/2)</p> <p>世帯主 姓 名 太郎 太郎</p> <p>住所 ○○県○○市○○町○○番○○号</p>		<p>世帯主 姓 名 太郎 太郎</p> <p>個人番号</p> <p>性別</p> <p>生年月日 平成○年○月○日 性別 男 籍貫 東京都</p> <p>世帯主となった日 令和○年○月○日 転入</p>	
<p>1 世帯員</p> <p>氏名 住海 春子</p> <p>個人番号</p> <p>性別</p> <p>生年月日 平成○年○月○日 性別 女 籍貫 東京都</p> <p>世帯主となった日 令和○年○月○日 転入</p>		<p>氏名 住海 春子</p> <p>個人番号</p> <p>性別</p> <p>生年月日 平成○年○月○日 転入</p>	
<p>2 世帯員</p> <p>氏名 住海 夏子</p> <p>個人番号</p> <p>性別</p> <p>生年月日 平成○年○月○日 性別 女 籍貫 東京都</p> <p>世帯主となった日 令和○年○月○日 転入</p>		<p>氏名 住海 夏子</p> <p>個人番号</p> <p>性別</p> <p>生年月日 平成○年○月○日 転入</p>	
<p>3 世帯員</p> <p>氏名 住海 一郎</p> <p>個人番号</p> <p>性別</p> <p>生年月日 平成○年○月○日 性別 男 籍貫 東京都</p> <p>世帯主となった日 令和○年○月○日 転入</p>		<p>氏名 住海 一郎</p> <p>個人番号</p> <p>性別</p> <p>生年月日 平成○年○月○日 転入</p>	
<p>4 世帯員</p> <p>氏名 住海 二郎</p> <p>個人番号</p> <p>性別</p> <p>生年月日 平成○年○月○日 性別 男 籍貫 東京都</p> <p>世帯主となった日 令和○年○月○日 転入</p>		<p>氏名 住海 二郎</p> <p>個人番号</p> <p>性別</p> <p>生年月日 平成○年○月○日 転入</p>	

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 「住所」が新築した住宅の所在地と一致すること
 - ② 購入者(共同事業者【乙】)の「氏名」があること
- 《交付申請時に要件を満たす世帯の同居が確認できていない場合》
- ③ 世帯内に「生年月日」が2005年4月2日以降の子、もしくはどちらかの「生年月日」が1983年4月2日以降の夫婦(共同事業者【丙】)が含まれること
- ※2024年3月31日までに建築着工するものについては、「生年月日」が2004年4月2日以降の子、もしくはどちらかの「生年月日」が1982年4月2日以降の夫婦(共同事業者【丙】)が含まれること

【補 足】

□ 住民票の記載内容について

市区町村の窓口にて以下の内容で発行を依頼してください。

- ① マイナンバー記載なし(記載があるものは受理できません)
- ② 本籍記載なし

交付申請時に要件を満たす世帯の同居が確認できていない場合に提出する住民票(世帯票等)の写しは、上記に加えて以下の記載が必要です。

- ③ 世帯全員分
- ④ 続柄記載あり

なお、提出する住民票の写しは、個票でも構いません。それぞれの住民票の写しに記載された住所により同居を確認します。

□ 共同申請する世帯全員の住民票の写しの提出について

以下のいずれかに該当する場合、共同申請する全員分(共同事業実施規約における乙及び丙①②)の住所が確認できる住民票(世帯票等)の写しの提出を求めます。

- ・ 交付申請時、購入者と子又は配偶者の同居が確認できない場合
- ・ 購入者が若者夫婦のいずれにも該当しない場合(購入者が若者夫婦の親等の場合)

※完了報告時に提出する住民票(世帯票等)の写しで同居が確認できない場合、交付決定の取り消し及び補助金の返還を求めることがあります。

③ ≪共同住宅のみ≫ 不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本

白黒可

入手 購入者(共同事業者)

登記簿別記事項(1丁目1番1号)		不動産登記簿(建物)	
表題部 (法定所有建物の表示)	種類 (法注)	不動産番号	000000000000
新登記番号 (法注)			
用途 (特別用途地区第一種1号1種用途)			
建築番号 (1号1番)			
区分	区分種別	区分面積	原簿及びその日付(登記の日付)
1	区分	30.00	令和1年5月7日
2	区分	7.00	令和1年5月7日
表題部 (附属建物の表示)			
区分	区分種別	区分面積	原簿及びその日付(登記の日付)
1	物置	3.00	令和1年5月7日
原簿番号 特別用途地区第一種1号1番 法 第 五 条			
権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	取得年月日・交付番号	権利者その他の事項
1	所有権	令和1年5月7日 第5号	所有権 特別用途地区第一種1号1番 法 第 五 条
権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	交付年月日・交付番号	権利者その他の事項
1	居住権	令和1年5月7日 第5号	居住権 令和1年5月7日取得の居住権 取得額 14,000,000円 取得率 47.67% (中3.5日取得額) 取得者 特別用途地区第一種1号1番 法 第 五 条 居住権者 特別用途地区第一種1号1番 特 定 住 宅 法 第 11 条 (取得者 南栗山 3.0%) 取得額 1,400,000円
共同担保目録			
取得及び番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予 備
1	特別用途地区第一種1号1番の土地	1	(法注)
2	特別用途地区第一種1号1番の建物	1	(法注)

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 法務局が発行した建物の登記であること
- ② 「表題部(一棟の建物の表示) 所在」が新築した住宅の所在地と一致すること
- ③ 「表題部(専有部分の建物の表示) ①種類」が「居宅」又は「共同住宅」を含むこと
- ④ 「表題部(専有部分の建物の表示) ③床面積」が50㎡以上240㎡以下であること
- ⑤ 「表題部(専有部分の建物の表示) 原因及びその日付」において「新築住宅」であることが確認できること
- ⑥ 所有権保存登記されているもの

【補 足】

□ 併用住宅について

併用住宅については、住宅部分の床面積が50㎡以上240㎡以下であるものが対象となります。ただし、二世帯住宅や賃貸を含む住宅等、交付申請した住宅部分が区分登記されていない場合、図面等の提出を求める場合があります。



子育てエコホーム
支援事業

第3章

補助
対象事業 **B** 新築分譲住宅の購入

更新履歴

No	更新日	更新ページ	更新内容	
1	2024/7/16	—	初版	初版掲載
2	2024/9/5	P. 4	追加	<p>1-1 手続きフロー [例：交付申請締切後（2025年1月1日～）に完了報告が提出される場合] 補足追加</p> <p>（追記） *1 ただし完了報告の提出日によっては、補助金の振込が竣工・引渡しや完了報告と前後する可能性があります。</p>